

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十二年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジョーシン東生駒店

所在地 生駒市小明町七四一―一ほか

二 生駒市から聴取した意見の概要

- 1 建築基準法等関係法令に基づく規制等を遵守すること。
- 2 屋外広告物を掲げるときは、屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例、生駒市屋外広告物規則等を遵守し、生駒市都市計画課に事前協議のうえ、屋外広告物許可を受けて、正しく掲出すること。
- 3 本市は、奈良県景観計画（平成二十一年十一月一日施行）の景観計画区域に含まれるため、この内容を遵守するとともに、造成、建築等を行う場合には、なるべく地形や緑を生かす工夫をすること。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- 5 事業所から排出される一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとし、自ら市清掃リレーセンターに搬入し、又は市許可業者に収集運搬を委託すること。
- 6 事業系一般廃棄物減量計画に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行う等その減量に努めること。
- 7 騒音規制法又は振動規制法に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、遅滞なく届出を行うこと。
- 8 地元水利組合及び農家区長と十分協議し、近隣農地への被害防止に努めること。
- 9 生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例に基づき、地域の安全に必要な措置を講ずること。
- 10 当計画地への進入道路は北行き車線の一方である旨を標示等で徹底し、国道一六八号に車両が流入するときに事故等が発生しないための措置及びピーク時に渋滞が発生しないための対策を十分に検討すること。
- 11 道路上に車両等を駐車させないように指導すること。
- 12 市道を占有し、又は形状変更する場合は、市の許可又は承認を得ること。また、

市道を損傷した場合は、市の指示に従い、申請者の負担において原状復旧すること。

- 13 工事期間中は工事車両等の通行に注意し、子ども等が立ち入ることができないよう適所に警備員を配置する等の安全対策を十分施すとともに、通学及び通園に支障が生じる場合は、該当する小中学校及び幼稚園と協議すること。

- 14 埋蔵文化財発掘の届出は必要ないが、工事中に遺構、土器等の遺物を発見した場合、文化財保護法の規定に基づき直ちに工事を中止し、生駒市生涯学習課へ連絡を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十二年一月八日から同年二月八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで